

令和3年度奨学のための給付金 新入生に対する早期給付申請について

○奨学のための給付金とは

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。

令和3年度に生活保護（生業扶助）受給世帯又は住民税の所得割が非課税の世帯が対象で、世帯構成や在籍校に応じた額の給付を受けることができます。

○早期給付とは

通常の申請（一般申請）は7月から受け付けますが、以下の要件を満たし、希望する場合には給付額の一部を一般申請より早く受給できます。（ただし、7月に改めて申請を行う必要があります。）

- ①新入生（新一年生）である。
- ②令和3年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している又は令和2年度の住民税所得割が非課税である。
- ③令和3年4月1日時点で、保護者・生徒がともに埼玉県内に在住である。
※県外に在住の場合、在住する都道府県に直接申請します。
- ④生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有している。

○申請上の注意点

- ・新入生に対する早期給付の申請は、給付年額の3か月分（4月から6月分）のみが対象です。
7月以降分を受給するためには、7月に改めて申請をしていただく必要があります。
各提出書類も、改めて御提出いただきます。
- ・早期給付と一般申請がともに対象となった場合でも、給付される年額が増えるわけではありません。
- ・早期給付を申請せず、7月に一般申請をされた場合、年額を一括で、原則令和3年中に県から学校に振り込みます（書類に不備等があった場合、遅れる可能性があります。）。
- ・提出期限を厳守してください。期限後の申請は受付できません。

○本事業に関するお問い合わせ

申請に関することは、各学校にお問い合わせください。

制度に関するお問い合わせ先

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725（平日：午前8：30～午後5：15）

より詳しく知りたい方はこちら

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

（提出書類、給付額については裏面を御覧ください。）

○提出書類

	提出書類	対象世帯
1	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書	全世帯
2	委任状	全世帯
3	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
4	①生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 又は ②生業扶助を受給していることがわかる福祉 事務所発行の証明書	生活保護（生業扶助）受給世帯 ※①の様式は学校が配布します ※②は令和3年4月1日以降に証明を受けたもの を提出してください
5	親権者（保護者）全員の令和2年度（非）課税証明書	非課税世帯
6	健康保険証のコピー（申請対象生徒の兄弟姉妹のもの） 又は 扶養誓約書（国民健康保険に加入している場合）	非課税世帯 ※兄弟姉妹がいない、申請対象生徒が通信制高 校に通学している等、給付額に影響がない場 合は不要

○給付額

申請対象生徒	世帯区分	給付額
全日制の高等学校等に在籍 通信制の高等学校等に在籍	生活保護(生業扶助)受給世帯	13,150円
全日制の高等学校等に在籍 世帯区分欄内の「兄弟姉妹」は、 15歳(中学生を除く)以上23歳未満 の兄弟姉妹を指します。 (平成10年4月3日～平成18年 4月2日生まれ)	住民税の所得 割が非課税 又は 非課税に相当 する世帯	申請対象生徒に兄弟姉妹がいない又は申請対象生徒が 最年長であり、通信制高等学校に在籍している生徒を扶 養(※1)していない (第一子区分) 32,400円
		申請対象生徒が兄弟姉妹で最年長であり、通信制高等学 校又は専攻科(※2)に在籍している生徒を扶養(※1)して いる 37,500円 (第二子以降区分)
		複数の高校生等(※3)を扶養していて、申請対象生徒が 兄弟姉妹で最年長でない 申請対象生徒以外に保護者に扶養されている高校生等 (※3)以外の兄弟姉妹がいる(※4)
	通信制の高等学校等に在籍	—

※1 健康保険証上、被保険者が申請対象生徒と同一である兄弟姉妹を指します。

※2 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、「大学への編入学基準を満たす課程を有するもの」又は「国家資格者養成課程を有するもの」のことを指します。

※3 高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有している生徒を指します。

※4 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の高校生等以外の兄弟姉妹がいる場合に該当します。